

規制改革要望等への対応の方向性について(案) 概要

【規制改革等についての政府の方針を踏まえ工場立地法の運用見直しの検討を実施】

「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日 閣議決定)

農林・地域活性化⑩

「工場の建て替え時に必要となる緑地面積率規定の在り方」

・国内工場の空洞化が一層深刻化する現下の状況を踏まえ、建て替え阻害の要因となりうる、飛び緑地や壁面緑地及び屋上緑地に対する面積算入範囲の拡大、緑化のための植栽規定の見直し、地方自治体に「地域準則」を積極的に活用させる方策等、緑地面積率規定の在り方について検討し、結論を得る。＜平成23年度検討・結論＞



【今後の対応の方向性(案)】

1. 地域準則制度の一層の活用(地域の生活環境の保持のため、自治体が決められる幅を拡大等)

- ①自治体による地域準則制度の活用しやすさ向上のために必要となる制度見直し
 - ▶地域準則準を制定する際の自由度の拡大(国が定める地域準則制度の幅の緩和)
 - ▶用途地域の定めのない地域における地域準則制度活用の際の要件等の明確化
- ②国による自治体・事業者に対する一層の情報提供、発信による地域準則制度活用の推進
- ③自治体における事業者ニーズの収集の必要性和、ニーズを踏まえた具体的な行動の推進

2. 植栽規定の見直し(小規模な緑化や屋上緑化を適切に評価できる仕組みの導入)

3. 手続の迅速化・簡素化の取組の推進

4. 東日本大震災の復旧・復興に必要な措置

東日本大震災により倒壊等した工場の復旧のための仮設工場の新設等については、工場立地法上の生産施設とはせず勧告をしないなど、適切に運用されるよう関係自治体に通知(平成23年4月18日通知済)。